

〔未定稿〕

〇〇道作設指針（案）

I 総則

1 目的・趣旨

この指針は、森林整備に直結する事業専用の道を整備するため、普通自動車の通行を想定した道の管理、規格・構造、調査設計及び施工等を実施するための基本的事項を示すものであり、林内路網の整備を促進することにより森林整備の推進に資することを目的とする。

2 〇〇道の管理

- ① 〇〇道の管理者は、原則として施行主体とする。
- ② 〇〇道の管理者は、その管理する〇〇道について、通行の安全を図るように努めなければならない。
- ③ 〇〇道の管理者は、別に定める〇〇道台帳を整備し、これに〇〇道の構造等を記載し、〇〇道の現況を明らかにしておかなければならない。
- ④ 〇〇道の起点には門扉等を設置して一般車両の通行を禁止する措置を講じるとともにその旨を記した標識等を設置するものとする。また、終点が他の道路と接続又は交差する場合も同様とする。

II 規格・構造

1 設計車両

設計車両は普通自動車とし、当該車両の諸元に応じた規格・構造とする。

（単位：m）

	長さ	幅	高さ	前端 オーバーハング [△]	軸巨	後端 オーバーハング [△]	最小回 転半径
普通自動車	12	2.5	3.8	1.5	6.5	4	12

2 幅員

車道幅員は、3.0mとする。

3 設計速度

〇〇道の設計速度は、20km以下とする。

4 路肩

路肩幅員は、走行上必要な最小限度の側方余裕幅として0.25mを原則とするとする。

ただし、走行上の安全性の確保のため必要がある場合は0.5mまで拡幅できる。

5 屈曲部

車道の屈曲部は曲線形とする。

6 曲線半径

曲線半径は、原則として普通自動車の諸元に示す最小回転半径の12m以上とする。

なお、屈曲部の設計に当たっては、拡幅量、土工量、工作物の設置など現地の状況を踏まえ、低コスト化が図られるよう総合的に検討し設計するものとする。

7 曲線部の拡幅

車道の曲線部においては、当該曲線部の曲線半径に応じ、次表に掲げる値により車道を拡幅する。

ただし、地形の形状、その他の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。

曲線半径(m)		拡幅量(m)	曲線半径(m)		拡幅量(m)
以上	未満		19 ~ 25		1.25
12 ~ 13		2.25	25 ~ 30		1.00
13 ~ 15		2.00	30 ~ 35		0.75
15 ~ 16		1.75	35 ~ 45		0.50
16 ~ 19		1.50	45 ~ 50		0.25

8 緩和区間

屈曲部には、緩和接線による緩和区間を設ける。

緩和区間長は、B、C、E、Cを基点として8mとする。

ただし、前後のカーブが反曲線（Sカーブ）となる場合は、4mまで短縮することができる。

9 縦断勾配

縦断勾配は、9%以下を原則とする。

ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、14%（延長100m以内に限り16%）以下とすることができる。なお、路面侵食等を防止するために縦断勾配はできる限り緩勾配とするものとする。

10 縦断曲線

縦断勾配の代数差が5%を超える場合に、縦断曲線半径100m以上の縦断曲線を設ける。縦断曲線の長さは、20m以上とする。

11 路面

路面は砂利道とする。

また、縦断勾配が7%を超える場合は、路面侵食を防止できる構造とする。

12 横断勾配

横断勾配は水平とし、路面水は横断排水工等により処理する。

13 林業作業用施設等

林業作業用施設は、当該〇〇道沿線の森林施業の状況、〇〇道及び作業道の分岐等を考慮して設けることとする。また、林業作業用施設は、待避所及び車回しを兼ねることができる。

14 交通安全施設等

交通安全施設等は、原則として設けない。ただし、急カーブ、急勾配等の箇所で行の安全を確保する必要がある場合には、カーブミラー、注意標識等の最小限の施設を設けることができる。

15 その他

〇〇道に係る建築限界、曲線部の片勾配、合成勾配、橋梁等については、原則として設けない。

Ⅲ 測量・調査・設計

1 路線選定

路線選定に当たっては、森林施業のポイントや将来の作業道との分岐点等を考慮しながら、地形・地質の安定している箇所を通過するように選定する。また、線形は地形に沿った波形線形、波形勾配とすることとし、以下の諸条件を十分調査検討して適切な路線選定を行う。

- ① 森林へのアクセス機能の確保に努める。
- ② 切土、盛土の土工量が最小限かつ均衡するように努める。
- ③ 工作物の設置は、できるだけ抑制するよう努める。
- ④ 支障木の伐開幅は必要最小限とするなど、自然環境の保全に配慮する。

2 実測量

実測量は、現地測量を原則とし中心線測量、縦断測量、横断測量、平面測量を行う。

3 設計図

実測量等の成果を基に、路線の幾何学的構造等について位置図、平面図、縦断面図、横断面図、標準図を作成する。

また、必要に応じて構造物図、用地図、潰地図等を作成する。

4 数量計算

数量計算は、設計図等に基づき、設計積算等に必要な所定工事等別の数量を算出する。

IV 土工

1 切土

① 切土の高さは極力抑えることとし、法面勾配は土砂の場合は6分、岩石の場合は3分を標準とする。

ただし、崩落等のおそれがある場合は、土質に応じた適切な勾配とする。

② 切土の法面整形は原則として行わない。

2 盛土

① 盛土の高さは極力抑えることとし、盛土の法面勾配は1割2分を標準とする。

② 盛土を行う場合は、盛土地盤の表面のかき起こしや段切りを設けるなどにより、盛土の安定を図る。

③ 盛土は、複数層に分割して行うこととし、各層水平に締め固めながら所定の高さまで盛り上げるものとする。一層の仕上がり厚さは、30 cm程度以下とする。

3 残土

基本的に残土が発生しない設計とするが、やむを得ず発生した場合は、路線内の最も近い箇所での処理することを原則とする。

4 法面保護工

① 切土法面の保護工は、原則として実施しない。

② 盛土法面の保護工は、必要に応じて播種工等を実施する。

5 路盤工

① 路盤工の設計に当たっては、路床の強度、既往の実績等を基に路盤厚を決定する。

② 路盤材は、切土によって発生した岩砕、礫等の活用を図るとともに、適材が得られない場合にあっては再生クラッシュラン、切込砂利を用いるものとする。

③ 路床が岩石等の場合は、路盤工を省くことができる。

④ 急勾配で路面侵食が発生する恐れがある場合は、路面の安定処理を行うことができる。

V 構造物

1 構造物の選定

- ① 土構造を原則とするが、やむを得ず擁壁等の構造物を設置する場合は、ふとんかご等の簡易な構造物を主体としつつ、地形・地質の状況、コスト比較等を行い適切な工種・工法を選定する。
- ② 柵工や集水枡等を設置する場合には、間伐材等木材の有効利用に努めるものとする。

VI 排水施設

1 排水施設

- ① 排水は、波形線形等による地形条件を利用した分散処理を基本とし、現地の状況に応じて、土構造（凹凸）や簡易な資材による横断排水工を適宜設置するものとする。
- ② 側溝を設置する必要がある場合は、素堀を標準とする。
- ③ 常水がある場合は、溝きよ、洗越工等を設置する。なお、溝きよは、経済性及び維持管理を考慮し、可能な限り開きよによることとする。

VII その他

- ① 〇〇道の開設に伴い、森林法、河川法等の関係諸法令に係る必要な手続きを適切に行うものとする。
- ② 今後、この指針については、全国の事例をもとに適宜見直しを行っていくものとする。
- ③ 本指針に定めのない事項については、「林道技術基準」等の類似の諸基準等を参考に適切な規格・構造の〇〇道の整備が行えるよう努めるものとする。

